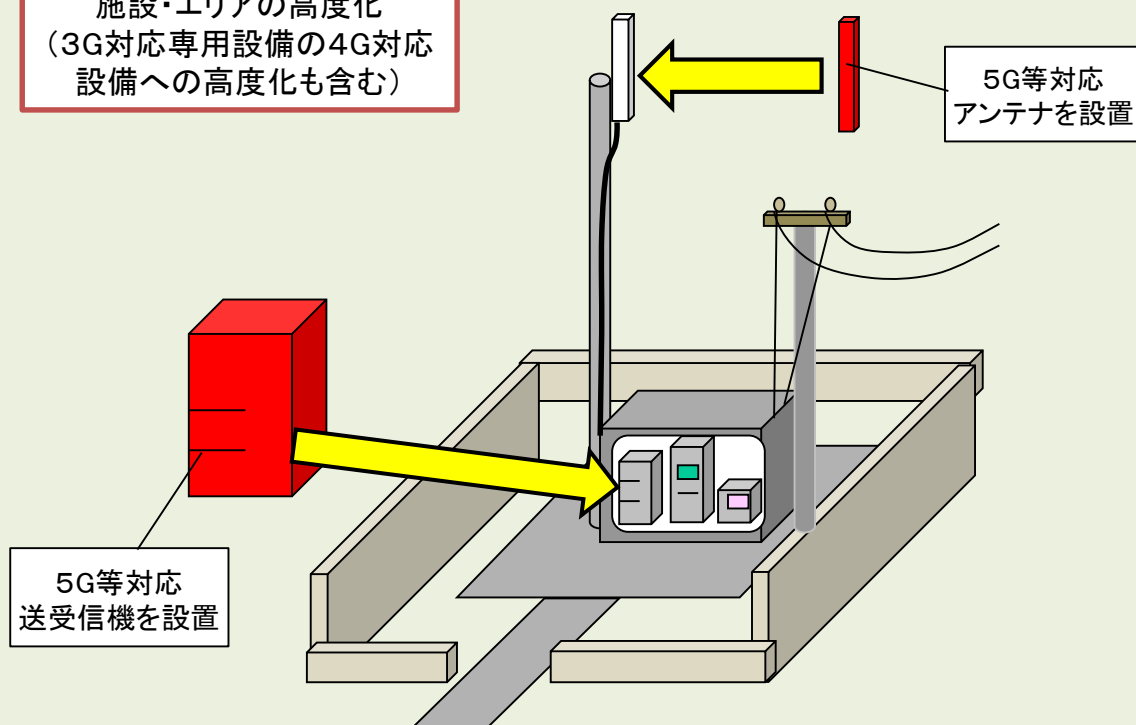


携帯電話等エリア整備事業 (高度化施設整備事業)

地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島など)において、無線通信事業者が5G等の高度化サービスの普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保することを目的とするもの。3G・4Gを利用できるエリアで高度無線通信を行うため、5G等の携帯電話の基地局を設置する場合の整備費を補助する。

5G等対応設備の設置による
施設・エリアの高度化
(3G対応専用設備の4G対応
設備への高度化も含む)



【1社整備の場合】

国 1/2	無線通信事業者 1/2
----------	----------------

【複数社共同整備の場合】

国 2/3	無線通信事業者 1/3
----------	----------------

(注) 4Gエリアへの5G基地局の導入については、設置する5G特定基地局によるカバーエリアが300世帯未満の場合に限る。